

<報道発表資料>

カテゴリー:募集

令和8年5月15日

「ケアラーの声」を募集します
～あなたの言葉が、誰かの気づきに繋がるかもしれません～

埼玉県では、11月をケアラー月間として、ケアラーの方が孤立しない社会の実現を目指し、集中的な広報啓発を行っています。

令和8年度のケアラー月間では、介護をしながら日常を過ごしている身近なケアラーの方々の声を集め、広報啓発を行います。

ケアをしているあなたの言葉が、同じ状況にある誰かや将来ケアラーになる誰かの「自分だけじゃない」という気づきに繋がるかもしれません。是非あなたの声をお聞かせください。

記

1 募集する「ケアラーの声」の内容

あなたの声をお聞かせください。

仕事と介護を両立する中で感じたこと、誰かに伝えたいこと、介護が始まる前の自分に言いたいことなど、字数の制限はありません。どんな言葉でも、短い一言でも構いません。

2 募集期間

令和8年5月15日（金曜日）～令和8年6月12日（金曜日）

3 応募方法

県ホームページを確認の上、アンケートフォームから御応募ください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/carers/r8carer_koe.html



4 応募いただいた「声」の活用方法

- ・応募いただいた声は、選考の上、啓発素材（チラシ・動画・イベント展示・県ホームページ等）に使用させていただきます。その際、いただいた内容を一部改変する可能性があります。
- ・掲載は匿名とし、個人が特定される情報は掲載しません。

5 問合せ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県福祉部地域包括ケア課地域包括ケア担当

電子メール a3250-03@pref.saitama.lg.jp

電話番号 048-830-3266

※本アンケートは令和8年度ケアラー月間における啓発事業業務の受託者である株式会社ENCHORDが実施します。

<参考>ケアラーとは（埼玉県ケアラー支援条例第2条）

ケアラーとは、高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者であり、そのうち18歳未満の方がヤングケアラーです。